

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7857）

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型インフルエンザ ワクチン接種費助成 事業	0	331,815	331,815	221,210			110,605	
トータルコスト	0	333,472	333,472	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金交付事務				

説明

1 事業の目的

優先接種対象者の新型インフルエンザ予防接種費用について、経済的事情等により減免が必要と認められる場合に減免を行った市町村に対して助成する。

2 事業の内容

優先接種対象者数 (A)	減免対象者数 (B) $A \times 0.2 \times (0.27 / 0.22)$	補助基準額 (C) $B \times 6,150円 \times 3/4$	補助額
293,080人	71,938人	331,815千円	各市町村が減免した額(※)と各市町村ごとに算出した補助基準額を比較して低い方の額
各市町村、医療機関からの報告及び国資料からの推計により算出。	国交付要綱の算定式により積算 ①…本県人口に占める非課税世帯と生活保護世帯の割合 ②…優先接種対象者等に占める低所得者の割合 ③…全人口に占める低所得者の割合	接種費=6,150円 補助率：3/4 負担割合：国1/2、 県1/4、 市町村1/4	

※市町村の実情により、減免対象者や減免額を独自に定めることが可能。

<ワクチン接種の概要>

◇優先接種対象者及び接種順位

- ①診療に直接従事する医療従事者
- ②妊婦
- ③基礎疾患を有する者
- ④1歳から小学校3年生の小児
- ⑤1歳未満の小児の保護者
- ⑥身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等
- ⑦小学校4年生の小児から高等学校生の年齢の者
- ⑧65歳以上の高齢者

◇接種費用

同一医療機関で接種する場合 1回目 3,600円 2回目 2,550円 計 6,150円
異なる医療機関で接種する場合 1回目 3,600円 2回目 3,600円 計 7,200円

(接種回数は当面、医療従事者を除き原則2回。臨床試験の結果を受けて再度検討される予定。)